

【表紙】

【発行登録番号】	7 - 投法人 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 5 月29日
【発行者名】	いちごオフィスリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 鍵山 卓史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
【事務連絡者氏名】	いちご投資顧問株式会社 副社長執行役員オフィスリート本部長 加茂 勇次
【電話番号】	03-4485-5231
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	いちごオフィスリート投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2025年 6 月 6 日）から 2 年を経過する日（2027年 6 月 5 日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

（1）【銘柄】

未定

（2）【投資法人債券の形態等】

未定

（3）【引受け等の概要】

未定

（4）【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

未定

（5）【振替機関に関する事項】

未定

（6）【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 2005年 8 月 4 日

登録番号 関東財務局長 第39号

（7）【手取金の使途】

特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕費等の支払資金、運転資金等に充当します。

（8）【その他】

未定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間	第38期（自	2024年5月1日	至	2024年10月31日）	2025年1月29日関東財務局長に提出
計算期間	第39期（自	2024年11月1日	至	2025年4月30日）	2025年7月31日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第40期（自	2025年5月1日	至	2025年10月31日）	2026年2月2日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第41期（自	2025年11月1日	至	2026年4月30日）	2026年7月31日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第42期（自	2026年5月1日	至	2026年10月31日）	2027年2月1日までに関東財務局長に提出予定

2【臨時報告書】

1の第38期の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2025年5月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2025年5月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

いちごオフィスリート投資法人 本店
（東京都千代田区丸の内二丁目6番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）